

農地中間管理事業規程新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第35条まで (略)</p> <p><u>(不適正な事案が生じた場合の対応)</u></p> <p><u>第36条</u> 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに宮城県知事に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。</p> <p><u>2</u> 公社は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。</p>	<p>第 1 条～第35条まで (略)</p> <p><u>[新設]</u></p>

附 則
この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和3年 5月21日)